

※**㊦**マークの記載があるイベントは参加申し込みが必要です。

芭蕉さんの生誕 380 年をお祝いしよう



令和 6 年は芭蕉さんが生まれて 380 年となる記念の年です。生誕 380 年を記念した事業を開催するための実行委員会の委員を募集します。

【実行委員会の開催】

年 4 回程度（平日の昼間）

【募集人員】

若干名
※ボランティアでお願いします。

【応募資格】

- 次のすべてに当てはまる人
- 市内在住・在勤の満 18 歳以上、満 70 歳以下の人
- 市が設置するほかの附属機関の公募委員でない人
- 市議会議員、市職員でない人

【任期】

記念事業終了の日まで

【応募方法】

「芭蕉さんを広く知ってもらうには」と題した作文を 400 字以内にまとめ、住所・氏名（ふりがな）・生年月日・電話番号を記入の上、下記まで
※選考結果は全員に通知します。
※提出書類は返却しません。

【応募期限】

7 月 24 日(月) ※必着

【応募先・問い合わせ】

文化振興課
☎ 22-9621 FAX 22-9619
✉ bunka@city.iga.lg.jp

家具を固定し 地震に備えましょう



三重県建設労働組合上野支部が家具に固定金具を無償で取り付けます。

※ 1 軒につき家具 3 つまで（1 回限り）

【と き】

10 月 8 日(日)・15 日(日)

【対象者】

- 次のいずれかに当てはまる人
- 市内在住の 65 歳以上の人のみの世帯
- 身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A の交付を受けている人のみの世帯
- ※以前にこの事業を利用した世帯や市税の滞納がある世帯は対象外

【申込方法】

住宅課にある申込用紙に必要事項を記入し、下記まで
※申込用紙は市ホームページからもダウンロードできます。

【申込期限】

8 月 15 日(火)

【申込先・問い合わせ】

住宅課
☎ 22-9737 FAX 22-9736

成人式の実行委員を募集します



◆一生に一度の成人式を 自分たちの手で作りませんか

【令和 6 年成人式】

○と き：令和 6 年 5 月 4 日(土・祝) 午後 1 時～

○ところ：伊賀市文化会館

【対象者】 平成 17 年 4 月 2 日～平成 18 年 4 月 1 日生まれの人

【活動期間】

令和 5 年 9 月頃～令和 6 年 5 月 4 日

【定員】

5～10 人

【申込方法】

住所・氏名・生年月日・電話番号を下記まで

【申込期限】

7 月 31 日(月)

【申込先・問い合わせ】

生涯学習課
☎ 22-9679 FAX 22-9692
✉ gakushuu@city.iga.lg.jp

地震防災対策アンケートにご協力ください



内閣府では、今後の防災対策に向けて皆さんの声を反映させるため、避難意識などに関する調査を実施します。タイトル横の二次元コードからぜひご回答ください。

【実施期間】

7 月～8 月頃

※回答内容は、個人が特定できないようとりまとめた後、今後の防災対策の検討に活用させていただきます。

【問い合わせ】

内閣府政策統括官（防災担当）

☎ 03-3501-6996

住宅用火災警報器を設置しましょう



火災による死者の約 7 割は住宅で発生します。住宅用火災警報器が設置されている場合は、設置されていない場合に比べ、死者数と損害額は半減、焼損床面積は約 6 割減少します。

設置されている住宅用火災警報器は、火災を感知するために常に作動しています。定期的に作動確認を行い、設置後 10 年を目安に交換しましょう。

【問い合わせ】

消防本部予防課
☎ 24-9105 FAX 24-9111

起業・経営革新促進事業補助金（第 2 期募集）



地域経済を維持・発展させるため、起業する人や経営革新を行う人に対し、その経費の一部を補助します。

【対象事業】

- ①地域と連携した起業支援事業
市内にある空き家・空き店舗を利用し、市内の団体などと協働で新たな事業を創出する事業
- ②起業支援事業
市内にある空き家・空き店舗を利用し、新たな事業を創出する事業
- ③経営革新支援事業
経営革新を行う事業

【対象者】

- ①市外の個人または法人（申請時点で市内移住して 3 年を経過していない者を含む。）
 - ②個人または法人
 - ③市内に事業所などがある個人または法人
- ※①～③とも上記以外に要件がありますので、市ホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。

【補助金額】

- 改修費・付帯設備費および広告宣伝や商品開発などに要する経費の 2 分の 1 以内
- ① 50～300 万円
- ② 20～150 万円
- ③ 20～50 万円

【申込方法】

申請書に必要事項を記載し、必要書類を添付の上、下記まで。申請書や募集要項などは市ホームページからダウンロードできます。

【申込期限】

7 月 31 日(月) 午後 5 時必着。期限後、審査会で選考します。

【申込先・問い合わせ】

商工労働課
☎ 22-9669 FAX 22-9695
✉ shoukou@city.iga.lg.jp

＼ 22 ページの答え /

①猿楽師

忍者は忍者とわかっては、仕事ができません。その正体と目的を隠すために変装しました。この 7 態は、忍術伝書に紹介されているものです。

※設問と回答は「伊賀学検定 370 問ドリル」（上野商工会議所発行・伊賀学検定実施委員会編集）から抜粋

上野税務署からの お知らせ



◆内部事務のセンター化

7 月 10 日(月)以降、内部事務を名古屋国税局業務センター津分室で集約処理します。

上野税務署に書面で申告書、申請書などを提出する場合は、下記に郵送してください。

【郵送先】

〒514-8544 津市桜橋二丁目 99 名古屋国税局業務センター津分室

◆事務の集中化

7 月 10 日(月)以降、次の事務を他の税務署に集中化します。

○資産税（相続税、贈与税、土地等譲渡所得）に関する事務は「津税務署」

- ・電話相談
上野税務署 ☎ 21-0950
※音声案内に従い「1」を選択してください。電話相談センターへつながります。
- ・上野税務署での面接相談（事前予約制）
津税務署 ☎ 059-228-3131
※音声案内に従い「2」を選択して下さい。

○滞納整理事務は「鈴鹿税務署」

- ・電話による納付相談
☎ 21-1946（ダイヤルイン）
※鈴鹿税務署の徴収担当職員が対応します。
- ・上野税務署での面接による納付相談（事前予約制）
☎ 21-1946

【問い合わせ】

上野税務署
☎ 21-0950 ※自動音声案内

伊賀警察署だより



「守る人」になる。

～三重県警察官等募集～

【職種】

- 警察官 A（大学卒業区分）
- 警察官 B（大学卒業区分以外）
- 警察事務官

【申込期間】

7 月 14 日(金)～8 月 21 日(月)

【問い合わせ】

- 伊賀警察署 ☎ 21-0110
- 名張警察署 ☎ 62-0110

社会を明るくする運動



◆犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ

毎年 7 月は「社会を明るくする運動」強化月間です。



「社会を明るくする運動」伊賀市推進委員会では、皆さんからお寄せいただいた「愛の資金」で、街頭啓発、作文コンテスト、更生保護活動などの事業を実施しています。

◆「愛の資金」にご協力ください

令和 4 年度の「愛の資金」募金総額は、208 万 7930 円でした。ご協力ありがとうございました。引き続き、ご支援いただきますようお願いします。

【問い合わせ】

医療福祉政策課
☎ 26-3940 FAX 22-9673

人権擁護委員の委嘱



人権の大切さを広めるための啓発活動や、人権相談、人権侵害の未然防止などに取り組んでいただきます。

【再任】

福山 康宣さん（高尾）

【再任】 中森 宜光さん（甲野）

【再任】 中井 洸一さん（丸柱）

【問い合わせ】

○人権政策課
☎ 22-9683 FAX 22-9641

○津地方法務局伊賀支局
☎ 21-0804 FAX 21-1891

お詫びと訂正



広報いが 6 月号 10 ページの個別がん検診の実施医療機関の表に誤りがありました。大腸がん検診は、中産婦人科 緑ヶ丘クリニックでも受診できます。お詫びして訂正いたします。

【問い合わせ】

健康推進課
☎ 22-9653 FAX 22-9666



市営プールを開設します



【と き】

7 月 8 日(土)～8 月 31 日(木)

※月曜日休館

※7 月 17 日(月・祝)は開館し、18 日(火)を休館します。

【ところ】

大山田 B&G 海洋センター

※阿山 B&G 海洋センターは改修工事のため休館

【利用時間】

○午前の部：午前 9 時～正午

○午後の部：午後 1 時 30 分～4 時 30 分

○夜間の部：午後 6 時～9 時

※各部終了の際は、入館者を入れ替えます。

【料金】

○一般：310 円

○中学生以下：160 円

○乳幼児：50 円

※小学校 2 年生以下は、保護者が付き添い、必ず一緒にプールに入ってください。

※更衣室の混雑を避けるため、なるべく自宅からの水着着用をお願いします。

※天候などにより、開設時期や時間を変更することがあります。

※プールに入るときは必ずスイムキャップを着用してください。

【問い合わせ】

大山田 B&G 海洋センター

☎ 47-0551

農地パトロール強化期間



【と き】

8 月 1 日(火)～10 月 31 日(火)

遊休農地の解消・優良農地の確保・農地の無断（違反）転用防止のため、各地区の農業委員・推進委員が農地パトロールを実施します。

耕作できる状態でありながら、適正に管理されていない農地の所有者や農地を借り受けている人は、草刈り・耕起を行うなど周辺に影響のないように適正な管理をお願いします。

【問い合わせ】

農業委員会事務局
☎ 22-9720 FAX 22-9715